

多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度(文委)第8号
多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託特記仕様書」
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月 24 日まで

3 予算額

委託料の上限は6,000,000円(消費税額および地方消費税額を含む。)とする。

なお、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

価格見積書の金額が、委託上限額を超過した場合は失格とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

項 目	期 日	備 考
公募の開始	令和8年10月 2日(金)	ホームページ掲載
質問の提出期限	令和8年10月13日(火)17時必着	
質問の回答	令和8年10月16日(金)	ホームページ掲載
参加表明書の提出期限	令和8年10月19日(月)17時必着	持参または郵送
企画提案書等の提出期限	令和8年10月30日(金)17時必着	持参または郵送
プレゼンテーション審査	令和8年11月中旬(予定)	別途通知
結果通知	令和8年11月下旬(予定)	ホームページ・郵送
契約締結	令和8年11月下旬(予定)	別途締結

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本町競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録している者。ただし、資格者名簿に未登録の者が次に掲げる書類を提出したときは、参加を認めることができるものとする。

① 法人にあっては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本。写し可)および役員名簿

- ② 個人にあつては、身分証明書の写し
- ③ 直近年度の国税および地方税の納税証明書(写し可)(滞納がないことを確認できるもの)
- (2) 多賀町建設工事等入札参加停止基準(令和4年公告第114号)および多賀町物品関係入札参加停止基準(令和4年公告第115号)による入札参加停止を受けていないこと。
(公募型プロポーザル方式…公告日現在から受託候補者特定の日まで)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (4) 「多賀町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年9月27日付け多賀町長・滋賀県彦根警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないことまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 国税および地方税を滞納していないこと。

7 質問の受付および回答

- (1) 提出方法 別添の質問書(様式1号)を、電子メール(他の方法は不可)により提出すること。
- (2) 受付期限 令和8年10月13日(火)17時00分まで(必着)
- (3) 提出先 多賀町役場文化まちづくり課
E-mail:shokan@town.taga.lg.jp
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、多賀町ホームページ上で令和8年10月16日(金)までに質問者を伏せた形で公開するものとし、個別回答は行わない。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による契約候補者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。
なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。

8 参加表明

- (1) 提出書類
プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および多賀町契約規則(昭和40年規則第35号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。
 - ア 参加表明書(様式2号) 1部
 - イ 会社概要書(様式3号) 1部
- (2) 提出期限
令和8年10月19日(月)17時00分まで(必着)
- (3) 提出方法
持参または郵送に限る。
※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く日の8時30分から17時00分までの時間帯に提出すること。
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法で送付すること。

(4) 提出先

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

多賀町役場文化まちづくり課

TEL:0749-48-8118

9 企画提案書等

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書および多賀町財務規則(昭和39年規則第4号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ア 提案書提出(様式4号) | 1 部 |
| イ 企画提案書(任意様式) | 6 部(正1部+副(正の写し)5 部) |
| ウ 業務実施体制(様式5号) | 6 部(正1部+副(正の写し)5 部) |
| エ 業務受託実績書(様式6号) | 6 部(正1部+副(正の写し)5 部) |
| オ 作業計画(任意様式) | 6 部(正1部+副(正の写し)5 部) |
| カ 価格見積書(様式7号) | 6 部(正1部+副(正の写し)5 部) |

(2) 提出期限

令和8年10月30日(金)17 時 00 分まで(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く日の 8 時 30 分から17時00分までの時間帯に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法で送付すること。

(4) 提出先

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

多賀町役場文化まちづくり課

TEL:0749-48-8118

10 審査方法

企画提案書等による書面審査およびプレゼンテーション審査とし、事前に定めた選定基準により多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)が審査し、受託候補者を選定する。プレゼンテーション審査は以下の日程で行う。

なお、プレゼンテーションを実施する順番は、参加表明書の受付順とする。

- | | |
|--------|----------------------|
| ① 日 時 | 令和8年11月中旬(予定) |
| ② 説明時間 | 20分以内 |
| ③ 質疑応答 | 10分以内 |
| ④ 参加人数 | 4名(制作責任者、担当者など)以内とする |
| ⑤ 審査基準 | 本書11審査項目および審査内容のとおり |

- ※ 最も評価が高かった者を受託候補者とし、次に評価が高かった者を次点候補者として選定する。
- ※ 時間・場所等は別途通知する。
- ※ 応募数により、書類選考(第1次審査)を実施する場合がある。
- ※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示するものを手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。
なお、プレゼンテーション審査においては、提案事業者を匿名にして審査を行うため、パワーポイントのスライド、配布物および企画提案書等の副5部には、事業者の商号または名称、代表者や担当者の氏名等、事業者が特定される情報を記載しないこと。記載されている場合は、該当部分を黒塗りにするなどの処理を行うこと。
- ※ プレゼンテーション会場には、パーソナルコンピューターを接続できる大型ディスプレイを用意する。

11 審査項目および審査内容

審査は下記審査基準表に基づき採点を行います。

- ① 合格基準 各審査委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の6割以上とする。

【審査基準】

評価項目		評価の内容	配点
企画 提案書	当該業務の趣旨・目的の理解度	「地域再生法」、「地域未来構想(地域未来戦略)」の内容を把握した上で、当該業務の趣旨や目的を理解しているか。	20
	本業務全体についての提案	本町の地域資源や特色、既存施策等を把握し、重点的に取り組む地域や事業を的確に選定し、地域の強味を活かして課題解決するための具体的な手法等について提案がされているか。	20
	住民協議の手法	住民や関係団体の意見やニーズを的確に把握し、構想に反映させるための的確な手法が提案されているか。	15
	具体性・現実性・独自性	提案内容を具体化するにあたり、内容全般や方法、スケジュール等に無理がなく、現実的か。また、本町にとって有益な独自提案がなされているか。	15
プレゼンテーション		本業務に対しての熱意やアピールポイントを感じるか。	5
		提案書の内容を理解しやすくする説明となっているか。	5
業務実施体制		類似業務の受託実績を有しており、業務を円滑に実施できる体制となっているか。	10
見積額		全提案者のうち最低見積額/当該提案者の見積額×10 ※小数点以下切り捨て	10
合計			100

【採点基準】

配点	評価の目安と得点表					
	非常に優れている	優れている	標準	劣っている	非常に劣っている	提案なし
5	5	4	3	2	1	0
10	10	8	6	4	2	0
15	15	12	9	6	3	0
20	20	16	12	8	4	0

※点数は1点刻みで採点する。

【例】10 点の項目で「非常に優れている」「優れている」の間の場合 9 点をつける場合がある。

12 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年 11 月下旬。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替えおよび追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 契約の締結

- (1) 契約の方法
受託候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
なお、選定した候補者との契約が成立しない場合は、順次下位候補者と交渉を行う。
- (2) 支払方法
2年間の複数年契約とし、令和8年度については、年度末に当該年度分年割額の支払いを行い、令和9年度については、完成後、当該年度分年割額の支払いを行う。

15 情報公開および提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、多賀町情報公開条例(平成14年条例第32号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

(1) 言語および通貨単位

手続において使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を多賀町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式8号)により、担当課宛てに提出すること。

(4) プロポーザル参加者が1者のみであっても、プロポーザルを実施する。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会またはヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができるものとする。

(7) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 担当部署

多賀町役場文化まちづくり課 山本

所在地:〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀324番地

電話番号:0749-48-8122(内線 1209)

ファックス:0749-48-0157

e-mail:shokan@town.taga.lg.jp

様式1号

令和 年 月 日

質問書

多賀町長 久保 久良 様

所在地

商号または名称

担当者名

所属・役職

電話番号

e-mail

令和8年度(文委)第8号 多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※不足する場合は、適時追加すること。

※質問は1行につき1点とすること。

事務局:多賀町役場文化まちづくり課 山本
所在地:〒522-0341 滋賀県犬上郡
多賀町大字多賀324番地
電話番号:0749-48-8118(内線 1129)
ファックス:0749-48-0594
e-mail:shokan@town.taga.lg.jp

様式2号

令和 年 月 日

参加表明書

多賀町長 久保 久良 様

所在地

商号または名称

代表者氏名

印

下記業務の公募型プロポーザルへの参加を表明します。

なお、参加にあたっては、実施要領等の内容を承知し、参加資格をすべて満たしていることおよび今後提出する書類等の内容について事実と相違ないことを誓約するとともに、事実と異なることが判明した場合または実施要領等の内容に適合しないことが判明した場合は、失格とされても異議を申し立てません。

記

業務名 令和8年度(文委)第8号

多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託

添付書類 会社概要書(様式第3号)

担当者連絡先

部署名

職指名

電話番号

ファックス

e-mail

会社概要書		
会社名		
本社所在地		
委任先所在地		
会社設立年月		
資本金		
事業所数		
株 式 上 場 の 有 無	あり(部上場) ・ なし	
社員数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
その他 ()		

様式4号

令和 年 月 日

多賀町長 久保 久良 様

所在地

商号または名称

代表者氏名

電話番号

印

令和8年度(文委)第8号

多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託

公募型プロポーザルに係る提案書の提出について

このことについて、下記の関係書類を別添のとおり提出します。

記

- 1 提案書(任意様式)
- 2 業務実施体制(様式5号)
- 3 業務受託実績書(様式6号)
- 4 作業計画(任意様式)
- 5 価格見積書(様式7号)

業務実施体制

商号または名称

本業務は、次の体制で実施します。

役割	氏名・役職	主な関連業務実績	担当する業務
管理責任者	氏名	保有資格・専門分野	
	所属・役職	主な関連業務実績	
担当者	氏名	保有資格・専門分野	
	所属・役職	主な関連業務実績	
担当者	氏名	保有資格・専門分野	
	所属・役職	主な関連業務実績	
担当者	氏名	保有資格・専門分野	
	所属・役職	主な関連業務実績	

注1)配置を予定している担当者をすべて記入すること。
注2)主な関連業務実績には、前職等における実績・経験を記入して構わない。
注3)行が不足する場合は、適宜追加して構わない。

業務受託実績書

商号または名称

令和5年度以降に受託したまちづくり支援業務または地方公共団体が発行する刊行物等の作成業務の受託実績は次のとおりです。

番号	受託年度・業務名	発注者	契約金額	業務概要
1	令和 年度		千円	
2	令和 年度		千円	
3	令和 年度		千円	
4	令和 年度		千円	
5	令和 年度		千円	

注1)複数ある場合は、契約金額が大きい順に上位5件までとする。

様式7号

価格見積書

令和8年度(文委)第8号 多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援
業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記の金額にて提案いたします。

令和 年 月 日

千	百	十	万	千	百	十	円

多賀町長 久保 久良 様

提案者
所在地
商号または名称
代表者職氏名
印

- 〈備考〉
- ・金額は算用数字で表示し、頭書に¥の記号を入力すること。
 - ・消費税および地方消費税額を含まない金額にて提出すること。
 - ・業務内容および人件費等の積算内容が分かる内訳書(任意様式)を添付すること。

様式8号

辞退届

令和 年 月 日

多賀町長 久 保 久 良 様

申請者
所在地
商号および名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで令和8年度(文委)第8号 多賀町地域未来構想および実施計画等策定支援業務委託に係るプロポーザル参加表明書を提出しましたが、下記により参加を辞退します。

記

辞退の理由